

神戸学院大学特任講師任用規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号。以下「任期法」という。)の第4条第1項第1号及び第5条第2項の規定に基づき、神戸学院大学全学教育推進機構(以下「機構」という。)において、任期を定めて特定の任務を遂行する教員(以下「特任講師」という。)の任用について定める。

（特任講師を任用できる組織等）

第2条 特任講師を任用できる組織、名称・職名、任期及び再任に関する事項については、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、任用日の前日から起算して6か月以内に学校法人神戸学院と有期労働契約を締結していた者(以下「非常勤講師等」という。)を特任講師に任用する場合の任期は、直近の非常勤講師等での任用期間も含め5年とする。ただし、直近の非常勤講師等での任用が反復更新により行われたものである場合は、当該更新前の全任用期間も含め5年とする。

（労働契約）

第5条 特任講師を任用する場合は、学校法人神戸学院と任用される者との間で任期を定めた契約を交わすものとする。

（運用細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、特任講師に対する給与及び待遇等実施に必要な事項は、運用細則においてこれを定める。

別表

教育組織名	対象となる名称・職名	任期	再任の可否
全学教育推進機構	特任講師 講師	5年	可(1回に限る)